

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項（附則第 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項）の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成 25 年 6 月 5 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 株式会社そごう・西武 西武大津店 大津市におの浜二丁目 3 番 1 号
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 変更前  
店舗面積 25,176 m<sup>2</sup>
  - (2) 変更後  
店舗面積 24,622 m<sup>2</sup>
- 3 変更年月日 平成 25 年 5 月 9 日
- 4 変更に係るもの以外の事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名  
株式会社そごう・西武 東京都千代田区二番町 5 番地 25 代表取締役 松本 隆
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名  
株式会社そごう・西武 東京都千代田区二番町 5 番地 25 代表取締役 松本 隆
  - (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 24,622 平方メートル
  - (4) 駐車場の収容台数 1,035 台
  - (5) 駐輪場の収容台数 230 台
  - (6) 荷さばき施設の位置および面積 1 か所 410 平方メートル
  - (7) 廃棄物等の保管施設の容量 40 立方メートル
  - (8) 駐車場の出入口の数 4 か所
  - (9) 大規模小売店において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 10 時から 20 時まで
  - (10) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 5 時から 24 時まで
- 5 届出年月日 平成 25 年 5 月 9 日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1  
大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3 - 1
  - (2) 縦覧期間 平成 25 年 6 月 5 日から平成 25 年 10 月 7 日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成 25 年 10 月 7 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1